



ネイチャーポジティブ達成には 日本の政策強化が不可欠

—昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルレビューを見据えて—

© Istockphoto.com / WWF

キーメッセージ

- このままではネイチャーポジティブを達成できない
- 昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルレビューが迫っている
- 必要なのは、社会変革、特に自然に負の影響を与えるセクターの変革を導く国家戦略(NBSAP)
- 日本は、2030年の野心的ターゲット達成に向けた戦略の見直しと取り組みの加速を

1. 日本が海外に与えるフットプリント削減に向けた政策の導入 ▶ p.6

- ・ 海外資源に依存する日本は、森林破壊・土地転換などを通じて海外の自然に与える影響を削減するための具体的目標・指標の導入が必要である。
- ・ 特に大企業や多国籍企業、金融機関の取り組みを確実にするために、効果的な情報開示の推進に加え、サプライチェーン規制を含む義務的措置の検討を早期に開始すべきである。

2. 気候変動対策と生物多様性保全の統合とトレードオフの最小化 ▶ p.7

- ・ パリ協定における「国が決定する貢献」(NDC)とNBSAPの目標間の整合性の確保が必要である。
- ・ エネルギーシステムと食料システムの変革に加え、炭素貯蔵と生物多様性の双方にとって重要な自然生態系の保全・再生、および自然に根差した解決策(NbS)の実践の推進が不可欠である。
- ・ 再生可能エネルギー普及などの気候変動対策とのトレードオフが一部で顕在化している。生物多様性保全と両立した取り組みを確保するため、法整備と効果的な制度運用が急務である。

3. 農林水産業をネイチャーポジティブに ▶ p.8

- ・ 持続可能な農林水産業に向けた取り組みにおいて、生物多様性の保全と回復が確実に実現されるよう、関連政策への生物多様性の主流

化と適切な目標・評価指標の導入が不可欠である。

- ・ 日本で流通する農林水産物の持続可能性を確保するための法整備、ならびに農林水産分野における補助金政策に生物多様性保全・回復の目標を明確に組み込むことが急務である。

4. 30by30の質を高め、自然再生・地域の課題解決を目指す地方政策の推進を ▶ p.9

- ・ 保護区とOECMネットワークの拡大にあたっては、生物多様性上の優先地域や連結性、管理の継続性を含む質の確保と、地域への資金・人的資源の還流が重要である。
- ・ 人口減少に伴う里山などの二次的自然の劣化を食い止め、再生するための政策が欠けている。地域の複合的な社会課題と空間利用を踏まえたランドスケープアプローチの実践に向けて、生物多様性地域戦略をはじめ地方政策の連携と統合が必要である。

5. 野生生物と共生する社会の実現 ▶ p.10

- ・ 絶滅危惧種が息息する重要な生態系が開発により各地で脅威にさらされている。空間規制や環境影響評価制度の強化に加え、流域単位など地域における自然に根差した土地利用と共生の取り組み拡大が必要である。
- ・ 深刻化する野生動物との軋轢に対しては、中山間地域の荒廃といった背景要因を踏まえ、長期的な視野のもと、地域におけるランドスケープアプローチの実践支援が必要である。



WWF ジャパン
事務局長 東梅貞義

ネイチャーポジティブは、世界約200カ国が合意している国際社会が共有する目標です。しかし、現状レベルの取り組みの延長では、日本はもちろん、世界全体としても、国際目標を達成できません。行政縦割りの個別分野毎の施策を積み重ねるだけでは限界があり、分野や制度を超えた統合的な政策の再構築が不可欠です。

ネイチャーポジティブが目指すのは、2030年までに自然の損失を食い止め、回復軌道に乗せること、そして2050年までに自然と共生する社会を実現することです。その実現のために、日本が統合的なアプローチを強化する政策を構築し、社会経済の仕組みの転換を加速させることを強く期待します。

生物多様性国際目標

このままではネイチャーポジティブを達成できない

- 人間社会を支える自然は、人類史上かつてない速さと規模で失われている。推計100万種が絶滅の危機にあり、複数の生態系が地球規模の転換点(ティッピング・ポイント)に近づきつつある。
- 日本の生物多様性も、2025年において劣化に歯止めがかかっていない。ネイチャーポジティブ達成には社会変革を伴う取り組みが今こそ求められている

人間社会を支える自然は、人類史上かつてない速さと規模で失われている。生物多様性の損失は地球規模で加速しており、土地・海域利用の変化、過剰利用、気候変動、汚染などの要因が複合的に作用することで、その影響はさらに拡大している。IPBES地球規模評価報告書によれば、世界の陸地の約75%はすでに改変され、海洋の約66%が累積的な影響を受け、湿地の85%以上が消失した。さらに、評価がされている動植物の約25%、推計100万種が絶滅の危機にあると考えられ、このままでは多くが今後数十年で姿を消すおそれがある¹。

世界のGDPの50%以上(58兆米ドル)が自然生態系に中・高度に依存していると推計される²。現在の自然損失が続き、一部の生態系サービスが崩壊すれば、2030年には世界のGDPが2.7兆米ドル減少する可能性がある³。生物多様性の損失は、気候変動、食料・水の安全保障、人の健康と密接に結びついた、深刻な社会・経済的リスクとなっている。

日本においても、生物多様性の損失が50年にわたり継続している。環境省の「生物多様性及び生態系サービスの統合評価2021」(JBO3)によれば、人為的に改変されていない植生は国土の20%に満たず、里地里山や沿岸域を含む多くの生態系で劣化が続いている⁴。2025年10月に発表されたJBO4中間提言の評価においても、反転の兆しはみられない⁵。土地利用変化や過剰利用、気候変動に加え、人口減少や農林水産業の衰退といった社会構造的変化が複合的に作用した結果であるが、政策対応は依然として分野別にとどまり、生物多様性、気候、農林水産業、地方創生を連結・統合する枠組みは十分ではない。

2030年までに自然の損失を止め、反転させ、2050年までに完全な回復を目指すネイチャーポジティブは、このままでは達成できない。国際社会、そして日本は、生物多様性目標、気候目標、さらに持続可能な開発目標(SDGs)を同時に達成するため、社会変革を伴う取り組みを今こそ加速させなければならない。

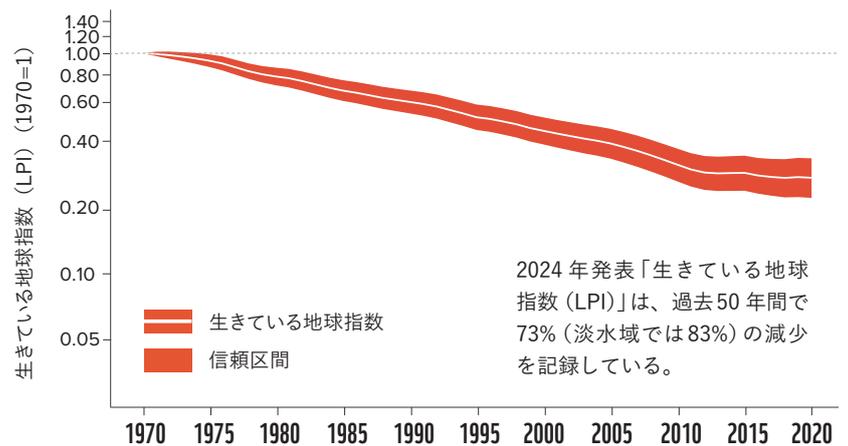


図1：生きている地球指数(LPI) [1970年～2020年]

出典：『生きている地球指数レポート』⁶

BOX ティッピング・ポイント⁶

地球温暖化が進行する中、生物多様性損失の複数の脅威が相互に作用し、アマゾンの熱帯雨林やサンゴ礁生態系など、複数の生態系が地球規模の「転換点(ティッピング・ポイント)」に近づきつつある。これを回避できるかは、次の数年に取る決断と行動にかかっている。

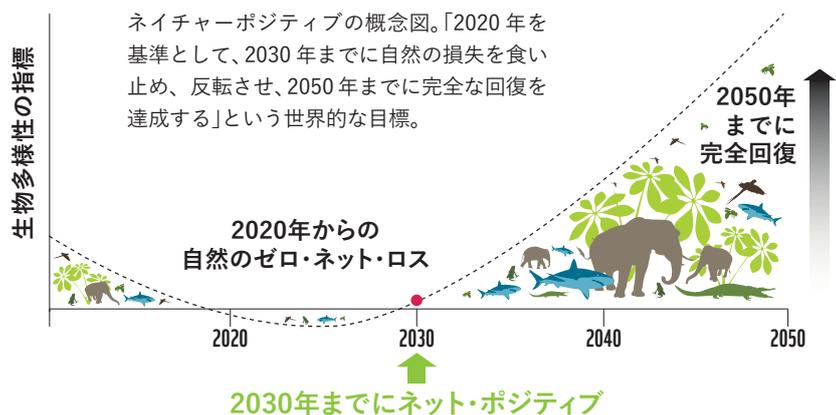
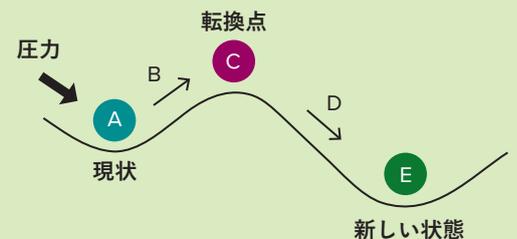


図2：自然のための世界目標 - 2030年までのネイチャーポジティブ

出典：www.naturepositive.org

生物多様性国際目標

昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (KMGBF (以下、GBF)) のグローバルレビューが迫っている

- GBFは野心的な23のターゲット、進捗測定のための共通指標、レビューメカニズム、資金動員など実施手段を備えた統合的な世界目標である。枠組実施の基本理念には、全政府・全社会アプローチや多様な価値体系の尊重等が含まれる。
- 2026年のCOP17で実施されるグローバルレビューは、2030年目標に向けた中間評価に位置付けられ、各国においてターゲットに照らした進捗確認と取り組み強化が求められている。

昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (GBF)

CBD-COP15で採択されたGBF(決議15/4)⁷は、ネイチャーポジティブの概念を体現した国際枠組みである。2050年ビジョンに「自然と共生する世界の実現」を掲げ、2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことを明示している。このミッションの下、23のグローバルターゲットを定めている。前身の愛知目標(2010-2020)がひとつとして達成されなかった

反省を踏まえ、GBFには、実施手段の確保に不可欠である資金動員や、政府によるインセンティブ(補助金等)に関する数値・期限付き目標(ターゲット18・19, p.4)が組み込まれたほか、COPを通じたレビューメカニズム(決議15/6)⁸や、各ターゲットの進捗測定のための共通指標などを定めたモニタリング枠組み(決議16/31)⁹が合意された。2026年のCOP17で実施されるグローバルレビューは、中間評価に位置付けられている。

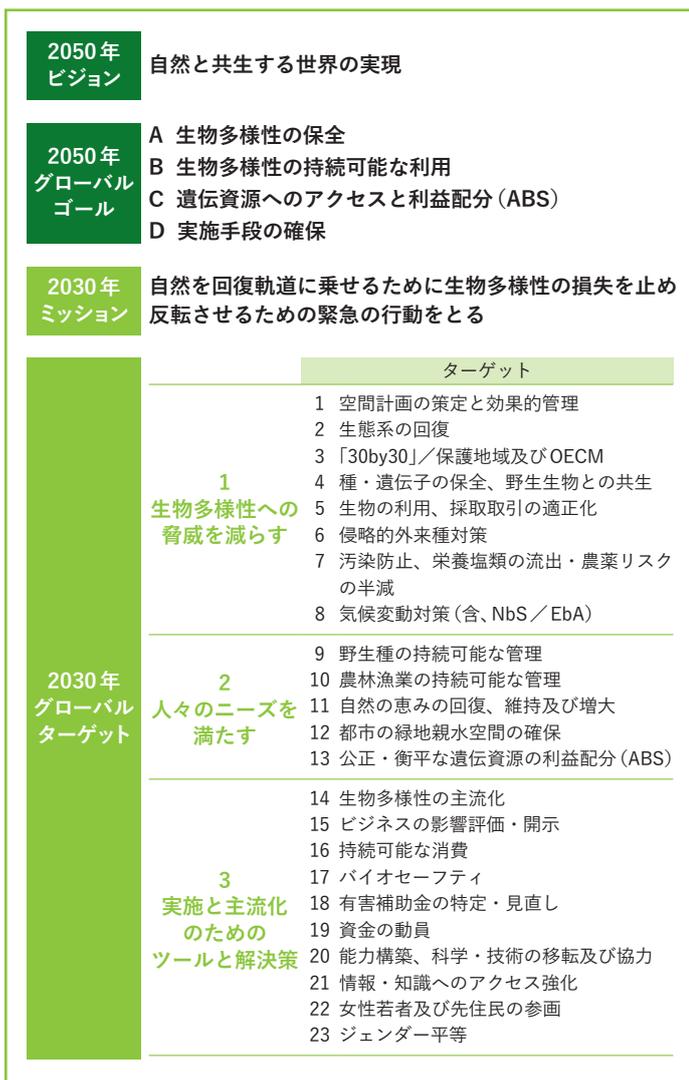


図3：昆明・モンテリオール生物多様性枠組の構造

出典：環境省資料をもとにWWFジャパン作成

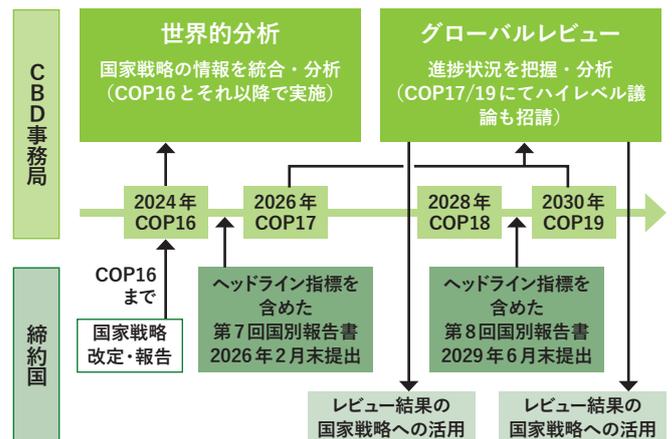


図4：GBFのレビューメカニズム

出典：環境省資料をもとにWWFジャパン作成

レビューメカニズムと全社会的アプローチ

各締約国はGBFに整合する**国家戦略(NBSAP)**をCOP16までに策定・提出し、その後、COP17(2026年)とCOP19(2030年)で実施されるグローバルレビューに向けて、実施状況を取りまとめた「**国別報告書**」を提出する義務を負う。さらに、レビューメカニズムには、政府以外の主体が提出する「**非国家アクターによるコミットメント**」も参照されるという仕組みが盛り込まれた¹⁰。全社会アプローチによるGBF実施に資する仕組みである。

BOX 全政府・全社会アプローチ、包摂的な参加

GBF実施の基本理念には、先住民族と地域社会(IPLC)の貢献と権利、多様な価値体系、政府のハイレベルなコミットメントに基づく全政府アプローチ、さらに、地方自治体、企業、市民社会などが包摂的に参加する全社会アプローチなどが含まれる。また、**ターゲット23「女性、若者及び先住民の参画」**では、女性や若者、障害者、IPLCなどの衡平で包摂的な意思決定への参加を必須としている。

国際目標とNBSAP

必要なのは、社会変革、特に自然に負の影響を与えるセクターの変革を導く国家戦略(NBSAP)

- 経済界を中心に、ネイチャーポジティブに向けた機運が高まっている。国の役割は、中核的な政策に自然の価値を統合し、ファイナンスを含む社会変革を導くための制度的枠組みを構築することであり、とりわけ自然に負の影響を与えるセクターの変革を優先的に進める必要がある。

GBFの枠組み合意と並行して進んだのが、**自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)**や**自然に関する科学に基づく目標設定(SBTN)**などの民間の国際イニシアティブの立ち上げ、および欧州等での開示等の義務化の流れである。こうしたビジネスの変革目標は、**ターゲット15「ビジネスの影響評価・開示」**に盛り込まれ、国際的な潮流となっている。日本は特に、TNFDに取り組む企業が他国に比べても多い(2026年2月時点)。

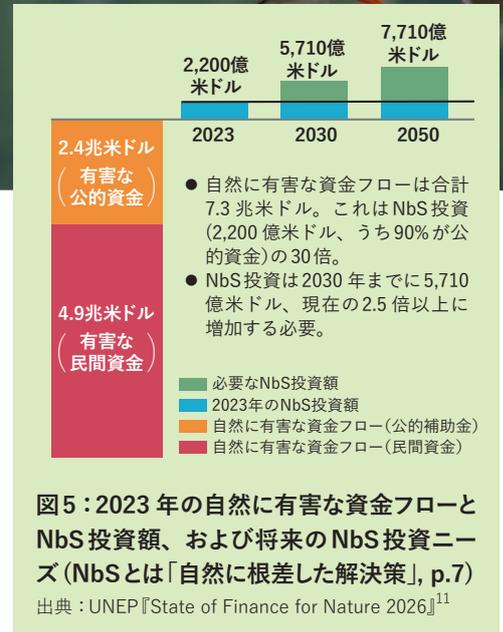
国が策定する生物多様性国家戦略(NBSAP)は、こうしたビジネスの変革を包含する形で、よりハイレベルな政策において**ターゲット14「生物多様性の主流化」**を目指す必要がある。主流化とは、単に生物多様性の認知や配慮がビジネスや市民に浸透することではない。「政府内、政府間のあらゆるレベルにおいて、特に生物多様性に顕著な影響を与えるすべてのセクターにまたがって、政策・方針、規制計画及び開発プロセス、戦略的環境アセスメント、また、必要に応じて国民勘定等に生物多様性の価値を統合する」といった中核政策における主流化であり、2030年までにこれを目指す野心が、NBSAPや関連政策で具体化されることが肝要である。

ターゲット19「資金の動員」では、大幅に不足している生物多様性保全への資金を2030年までに少なくとも年間2,000億ドル動員することが目標に掲げられ、日本の貢献への期待も大きい。

ターゲットでは、公的資金に加え、民間資金の活用、生態系サービスへの支払い、グリーンボンド、生物多様性オフセットなどの新たなスキームの展開を国際的に

促しており、日本においても、適切な評価手法と制度設計が極めて重要になっている。

さらに、全政府アプローチが鍵になるのは、時限・数値目標付きの**ターゲット18「有害補助金の特定・見直し」**である。OECDによれば、生物多様性への拠出額の5～6倍に相当する年間約5,000億ドル超の財政支出が、化石燃料の消費、大量の化学肥料や農薬を伴う農業、漁業資源の乱獲等の生物多様性に有害となりうる活動に投じられている¹²。この改革なくして、社会変革は導けない。



ターゲット14：生物多様性の主流化

すべての関連する公的な活動及び民間の活動、財政及び資金フローをこの枠組のゴール及びターゲットに徐々に整合させつつ、生物多様性とその多様な価値が、政府内及び政府間のあらゆるレベルにおいて、並びに、特に生物多様性に顕著な影響を与えるセクターを含むすべてのセクターにまたがって、政策・方針、規制、計画及び開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント並びに必要に応じて国民勘定に統合されることを確保する。

ターゲット15：ビジネスの影響評価・開示

生物多様性への負の影響を徐々に低減し、正の影響を増やし、事業者(ビジネス)及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産パターンを確保するための行動を推進するために、事業者(ビジネス)に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に実行させるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。

- 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する
- 持続可能な消費パターンを推進するために消費者に必要な情報を提供する
- 該当する場合は、アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告する

ターゲット16：持続可能な消費

すべての人々が母なる地球とうまく共生するために、支援政策及び立法的又は規制的な枠組みの確立、教育及び正確な関連情報や代替手段へのアクセスの改善によって、人々が持続可能な消費の選択を奨励され、行うことができるようにするとともに、2030年までに、世界の食料廃棄の半減、過剰消費の大幅削減、廃棄物の発生量の大幅削減などを通じて、消費のグローバルフットプリントを衡平な形で削減する。

ターゲット18：有害補助金の特定・見直し

補助金を含む生物多様性に有害なインセンティブを2025年までに特定し、公正、公平、効果的及び衡平な方法により、廃止、段階的廃止又は改革を行う。最も有害なインセンティブから開始し、2030年までに少なくとも年間5,000億ドルを大幅にかつ漸進的に削減し、生物多様性の保全と持続可能な利用のために有益なインセンティブを拡大する。

ターゲット19：資金の動員

生物多様性国家戦略及び行動計画を実施するために、条約第20条に則り、効果的、適時かつ容易にアクセスできる方法で、国内、国際、公共及び民間の資源を含む、あらゆる資金源からの資金の水準を実質的かつ段階的に引き上げ、2030年までに以下を含む措置を通じて少なくとも年間2,000億ドルを動員する(以下、省略)

国際目標とNBSAP

日本は、2030年の野心的ターゲット達成に向けて、戦略の見直しと取り組みの加速を

- NBSAPはGBFの野心的な目標と十分に整合していない。中間評価およびグローバルレビューを契機として、2030年目標の達成に向けた戦略・目標・指標・施策の見直しを通じた取り組みの加速が不可欠である。

日本は多くの国に先駆けて、2023年に「生物多様性国家戦略(2023-2030)」(NBSAP)¹³を閣議決定し、CBDに提出した。日本のNBSAPは、5つの基本戦略と状態・行動目標(合計40の国別目標)および行動目標に紐づく関係府省庁の関連施策から構成される。国別目標はGBFの23のグローバルターゲットとの整合が求められるが、その対応関係は複雑であり、十分に整合する国別目標が存在しないターゲットもある。特に、衡平な形で消費のフットプリントの削減を目指すターゲット16「持続可能な消費」(p.4)は、海外資源に多く依存する日本が優先して取り組むべきインパクトの大きな分野であるが、NBSAPにはこの視点が十分に反映されていない。ターゲット14「生物多様性の主流化」(p.4)についても、NBSAP関連施策で十分に包含することは現状困難である。このため、気候変動対策や農林水産業を含む主要な政策分野の関連施策は、野心、目標・指標設定などにGBFターゲットとのギャップが存在する。

日本は、2025年11月にNBSAP中間評価および第7回国別報告書の案をパブリックコメントに出し¹⁴、後者を2026年2月末までにCBDへ提出した。NBSAP実施においては、ターゲット3「30by30/保護地域及びOECM」(p.9)に関する「自然共生サイト」などで新たな制度が展開され、民間の取り組みの広がりを含め進捗が見られているが、JBO4に向けた中間提言によれば、状態目標全体として達成に向けて順調なものは限定的である⁵。さらに、GBF実施の観点からは、上述のギャップを含む多くの分野で、ターゲットの野心と整合させるための目標・指標・施策の見直しと改善が必要な状況にある。

日本は、NBSAP中間評価およびCOP17のグローバルレビューを契機に、2030年ターゲットの達成に向けて戦略の見直しを行い、各分野の取り組みをより高い目標に向けて加速させる必要がある。次頁以降では、主要な取り組み分野について紹介する。

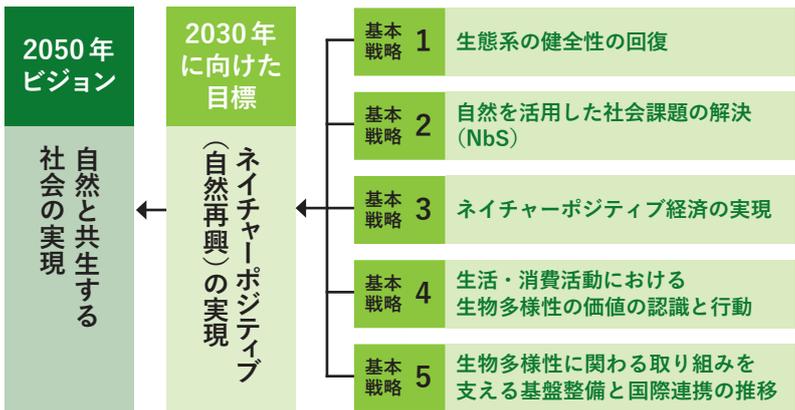
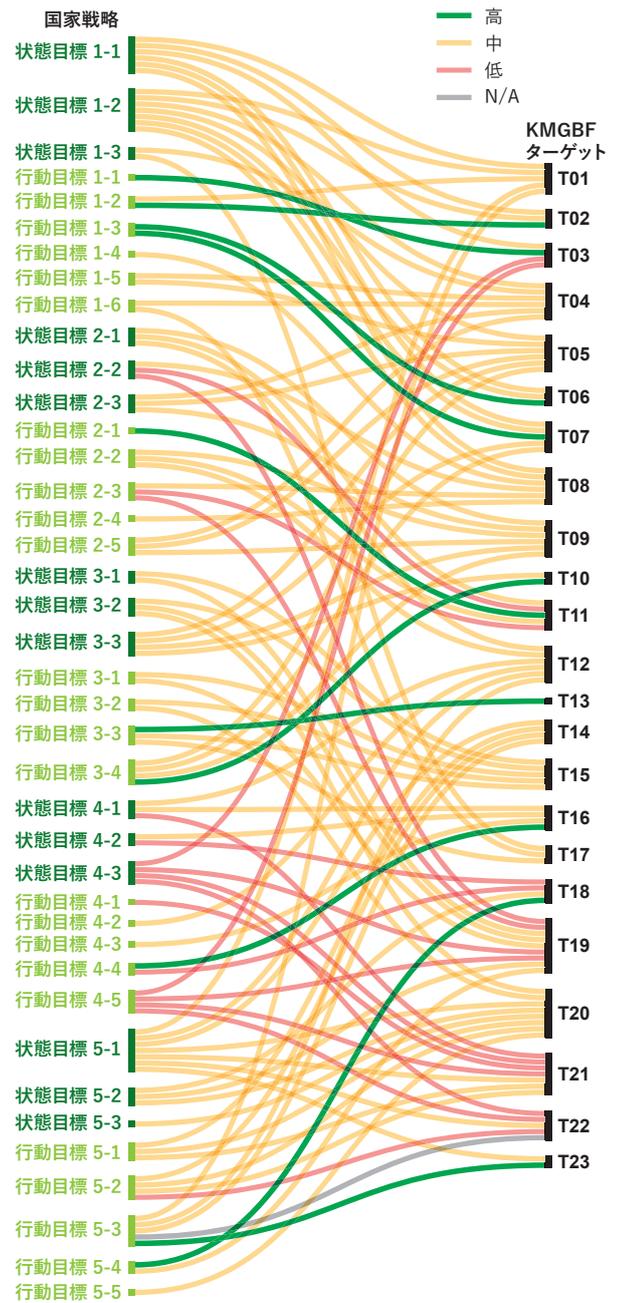


図6: 日本のNBSAP概略

出典: 環境省資料をもとにWWFジャパン作成



CBDに報告されている合計109に上る複雑な対応関係のうち、グローバルターゲットとの整合性(alignment)が「高」であるのはわずか10件。残りは「中」(81件)および「低」(17件)、「N/A」(1件)となっている

図7: 国別目標とグローバルターゲットの対応図

出典: CBD-Online Reporting Tool公開データをもとにWWFジャパン作成

日本が海外に与えるフットプリント削減に向けた政策の導入

- 海外資源に依存する日本は、森林破壊・土地転換などを通じて海外の自然に与える影響を削減するための具体的目標・指標の導入が必要である。
- 特に大企業や多国籍企業、金融機関の取り組みを確実にするために、効果的な情報開示の推進に加え、サプライチェーン規制を含む義務的措置の検討を早期に開始すべきである。

日本のような主要経済国は、国内の自然環境の保全にとどまらず、天然資源の消費や水利用、プラスチックや化学物資による汚染を通じて海外の自然に及ぼす影響についても、実効的な政策手段をもって対応する必要がある（ターゲット15・16 関連、p.4）。とりわけ、生物多様性保全と気候変動対策の双方の観点から、食料システムの変革と森林破壊・土地転換の阻止は急務



スマトラ島のリアウ州。アブラヤシ（パーム油）農園のために切り開かれた熱帯雨林。

である。しかし、日本も署名する、2030年までに森林破壊・土地転換を止める「グラスゴー首脳宣言」の目標達成はこのまま

では難しく、世界の温暖化ガス削減目標に向けた大きな障壁ともなっている。こうした中、欧州を中心に森林関連コモディティを対象としたサプライチェーン規制の導入が進んでいる。

ターゲット15「ビジネスの影響評価・開示」では、「特に大企業や多国籍企業、金融機関の取り組みを確実にするための、法律上、行政上又は政策上の措置を講じること」が求められている。情報開示にとどまらず、デューデリジェンスを義務づける規制を導入する国・地域も一部存在する。

これに対し日本では、実効的な規制導入の検討は進んでおらず、NBSAPにおける目標・施策も、TNFD開示など企業の自主的取り組みの普及が中心である。2030年の国際目標に向けては、具体的なインパクト目標・指標の設定および義務的措置の検討を早期に開始することが不可欠である。

	目的・特徴	対象コモディティの範囲	課される要件	適用開始
EUDR (2023)	森林破壊が起こされた土地で生産されたコモディティをEU市場に入れることを禁止	木材、パーム油、大豆、カカオ、コーヒー、牛肉、天然ゴム、対象製品を原料とする派生製品	合法性と2020年以降の森林減少・劣化と関連しないことの証明	2026年から段階的適用開始へ延期（2025年末時点）
英国環境法 (2021)	違法な森林破壊が起きた土地で生産されたコモディティを英国市場に入れることを禁止	二次法により決定 ¹⁵ ※牛肉、皮革、大豆、パーム油、カカオ（木材・木材製品は英国木材法の対象）	合法性	未定

表1：欧州で成立した森林コモディティに関連する法律

対象	法律（略称）	課題
森林リスクコモディティ（木材・木材製品以外）	なし	法律なし
木材・木材製品	クリーンウッド法	違法木材排除の効果は限定的と考えられる。森林破壊・土地転換ゼロは担保されない。
IUU由来水産物	水産流通適正化法	対象魚種が限定的。電子化の遅れ。他国制度との連携の不足。
野生動植物	種の保存法	対象とする種や形態が限定的。

表2：日本における自然由来コモディティの流通規制

BOX

環境と人権 —デューデリジェンス (DD)

IUU漁業をはじめ、多くの自然コモディティでは環境破壊と人権問題がサプライチェーンの上流で同時に発生し、企業にとってのリスクとなっている。EUの企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) に代表されるように、企業活動における環境と人権リスクの統合的な法整備が先進国で進んでいる。日本でも経産省より「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されたが、法的義務はともなっておらず、企業にDD義務を課す国内法整備は進んでいない。

気候変動対策と生物多様性保全の統合とトレードオフの最小化

- パリ協定における「国が決定する貢献」(NDC)とNBSAPの目標間の整合性の確保が必要である。
- エネルギーシステムと食料システムの変革に加え、炭素貯蔵と生物多様性の双方にとって重要な自然生態系の保全・再生、および自然に根差した解決策(NbS)の実践の推進が不可欠である。
- 再生可能エネルギー普及などの気候変動対策とのトレードオフが一部で顕在化している。生物多様性保全と両立した取り組みを確保するため、法整備と効果的な制度運用が急務である。

化石燃料の使用や森林破壊による温室効果ガスの排出により、世界の平均気温は少なくとも1.3°C上昇したとされ、各地で甚大な被害を及ぼしている¹⁶。気候変動が生物多様性へ与える影響も拡大しており、高排出シナリオでは3分の1の種が絶滅の危機に陥る可能性が指摘されている¹⁷。日本においても、サンゴ礁の大規模白化や野生動植物の分布域の変化、水産資源の不安定化など、気候変動による生態系への深刻な影響がすでに顕在化している^{4,18}。

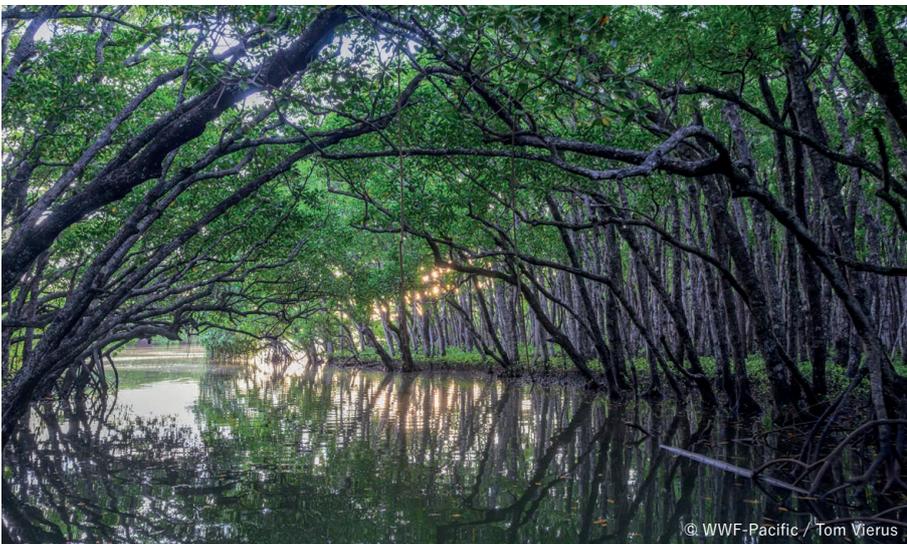
ターゲット8「気候変動対策」では、気候変動による生物多様性への負の影響を最小化し、気候変動対策と生物多様性保全を統合することを掲げる。この達成には、両分野における国レベルの政策目標間(NDCとNBSAP)の整合性の確保がまず必要である。ネイチャーポジティブに向けて、**エネルギーシステムと食料システムの変革に加え、豊富な炭素貯蔵量と生物多様性を擁する陸域・海域の自然生態系の保全・再生が不可欠**とされる中、日本においては、パリ協定が掲げる1.5°C目標の実現に向けた排出削減目標の引き上げや、地域・自然と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に加え、サプライチェーンを通じた森林破壊・土地転換の停止(p.6)、持続可能な農林水産業への転換(p.8)など、重要な政策分野で大幅な前進が必要である。地域レベルでは、「**自然に根差した解決策(Nature-based Solutions: NbS)**」の実践が重要である¹⁹。

気候変動対策とのトレードオフ

日本においても脱炭素の取り組みが進む中、生物多様性保全とのトレードオフが顕在化している。バイオマス発電の燃料需要による森林破壊、不適切な再生可能エネルギー施設の開発による希少野生生物の生息地への影響、農業分野の脱炭素施策が水田淡水生態系に及ぼす影響などがその例である。気候変動対策と生物多様性保全を両輪で進めるため、法整備と効果的な制度運用をあらゆるレベルで主流化することが不可欠である。



© Jason Houston / WWF-US



© WWF-Pacific / Tom Vierus

NbSとは、健全な自然生態系が有する機能を活かし、気候変動、食糧・水の安全保障、自然災害、健康といった複合的な課題の解決を目指す取り組みである。例えば、マングローブの保全は、気候変動対策(ブルーカーボン)に加え、沿岸防災(高潮・浸食の緩和)、生物多様性保全、地域の生計向上を同時に実現する。

釧路湿原周辺の大規模太陽光発電(メガソーラー)開発問題に象徴されるように、近年、環境配慮や地域住民との合意形成を軽視した開発が増加している。これを受け、政府はメガソーラー関連法令で規制強化を進めている。今後、メガソーラーを含むすべての再エネ設備開発において、累積的影響を含む影響評価の実施体制の整備、投資判断を促す情報開示の強化、自治体の条例によるゾーニングなどを進め、負の影響を抑えた再エネ普及を加速させることが必要である²⁰。

ターゲット8：気候変動対策(含,NbS/EbA)

気候変動対策による生物多様性への負の影響を最小化し正の影響を向上させつつ、自然を活用した解決策及び/又は生態系を活用したアプローチ等によるものを含む緩和、適応及び防災・減災の行動を通じて、気候変動及び海洋酸性化による生物多様性への影響を最小化するとともに、その強じん性(レジリエンス)を増強させる。

農林水産業をネイチャーポジティブに

- 持続可能な農林水産業に向けた取り組みにおいて、生物多様性の保全と回復が確実に実現されるよう、関連政策への生物多様性の主流化と、適切な目標・評価指標の導入が不可欠である。
- 日本で流通する農林水産物の持続可能性を確保するための法整備を進めること、ならびに農林水産分野における補助金政策に生物多様性保全・回復の目標を明確に組み込むことが急務である。

日本の農林水産業は、高齢化による担い手不足や収益性の低さといった構造的課題が累積しており、食料自給率の長期的低下は食料安全保障リスクとなっている。持続可能な産業構造への転換局面である今、**ターゲット10「農林漁業の持続可能な管理」**の野心的目標に沿い、生物多様性を保全・回復し、生態系の機能及びサービスを維持するレジリエンス（強靱性）を備えた生産システムを地域で構築することが重要である。一方、農林水産分野で整備が進むカーボクレジットの創出については、**ターゲット8** (p.7) が掲げる生物多様性への負の影響の最小化が十分

に考慮されない形で普及が進む懸念がある。関連政策における生物多様性価値の主流化が急務である。

さらに、**ターゲット16「持続可能な消費」**について、日本で流通する農林水産物の持続可能性を確保するための法整備（輸入産品についてはp.6）、ならびに、補助金等のインセンティブに関わる**ターゲット18** (p.4) については、農林水産分野との政策的な接続を図ること、関連する補助金政策に生物多様性保全・回復の目標を明確に組み込むことが急務である。



日本の原風景ともいえる水田の景観

農業

みどりの食料システム戦略を通じて化学農薬・肥料の削減 (**ターゲット7**) が進む一方、水田圃場整備や大規模化、乾田直播等の食料安全保障対策、中干期間延長や水害防止のための改修工事等の気候変動対策により、水田・水路を含む農地の淡水生態系が危機に瀕している。生物多様性の目標・評価指標の導入と施策間の整合性確保が必要である。



左が放置林、右が人の手が入った森

林業

放置山林の増加により、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全などの多面的機能が低下している。これらの機能を統合的に評価し、適切に維持・再生する森林管理の普及に向けた道筋が必要である。

水産業

過剰漁獲や気候変動の影響により、生産量の低迷・不安定化が続いている。資源管理とIUU漁業排除、混獲防止 (**ターゲット5**)、ゴーストギアや海洋汚染対策 (**ターゲット7**) を含む複合的な取り組みを加速する必要がある。



漁網に絡まり溺死したシロカツオドリ

ターゲット10：農林漁業の持続可能な管理

農業、養殖業、漁業及び林業が営まれている地域が、持続可能な集約化やアグロエコロジー及びその他革新的なアプローチなどの生物多様性に配慮した活動の適用の大幅な増加などを含め、特に生物多様性の持続可能な利用を通じて、持続可能に管理されることを確保し、これらの生産システムの強じん性（レジリエンス）と長期的な効率性と生産性、また食料安全保障に貢献し、生物多様性を保全・回復し、生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与を維持する。

ターゲット5：生物の利用、採取取引きの適正化

先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用を尊重及び保護しながら、エコシステムアプローチを適用して、野生種の利用、採取及び取引が、持続可能で、安全かつ合法的であることを確保することにより、乱獲を防止し、非対象種と生態系への影響を最小化し、病原体の異種間伝播のリスクを低減する。

ターゲット7：汚染防止、栄養塩類の流出・農業リスクの半減

- より効率的な栄養素の循環・利用等により環境中に流出する過剰な栄養素を少なくとも半減すること
- 科学に基づき、食料安全保障や生活を考慮しつつ、病害虫・雑草の総合防除などにより農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクを少なくとも半減すること
- プラスチック汚染を防ぎ、削減し、廃絶に向けて作業すること等により、あらゆる汚染源からの汚染のリスクと悪影響を2030年までに、累積的效果を考慮しつつ、生物多様性と生態系の機能及びサービスに有害でない水準まで削減する。

日本の自然を守る

GBFターゲット
1・2・3・11

NBSAP基本戦略
1・2・5

30by30の質を高め、自然再生・地域の課題解決を目指す 地方政策の推進を

- 保護区とOECMネットワークの拡大にあたっては、優先地域や連結性、管理の継続性を含む質の確保と、地域への資金・人的資源の還流が重要である。
- 人口減少に伴う里山などの二次的自然の劣化を食い止め、再生するための政策が大きく欠けている。地域の複合的な社会課題と空間利用を踏まえたランドスケープアプローチの実践に向けて、生物多様性地域戦略はじめ地方政策の連携と統合が必要である。

日本では、**ターゲット3「30by30」**が掲げる2030年までに陸域と海域のそれぞれ30%を保全する目標のもと、取り組みが進んでいる。2023年に開始した自然共生サイト制度は、民間所有地における保全の取り組みを国が認定する仕組みであり、GBF目標達成に向けた活用が期待される。一方で、面積の拡大や個別取り組みの累積だけでは、生物多様性の劣化は止まらない。日本においては、生物多様性上の重要な地域の損失を2030年までにゼロにするための包括的な目標である**ターゲット1「空間計画の策定と効果的な管理」**を傘に、30by30に加え、2030年までに劣化した生態系の30%を回復軌道に乗せる**ターゲット2「生**

態系の回復」に統合的に取り組む横断的政策が必要である。

特に、劣化が続く里地里山などの二次的自然では、土地利用を統合的に捉えるランドスケープアプローチが重要である。その実現には、地方自治体が主体となり、里山里海や流域等のスケールで、生息地保全、農林水産業、野生動物との軋轢低減、防災・減災といった複数の目的を、地域のステークホルダーの参加のもとで調整・実装する政策手段の具体化が求められる(**ターゲット11「自然の恵みの回復、維持及び増大」**に関連、p.10)。

	目標値	現在値	面積
 陸域	30%	21.0%	約 79,374.9km ²
 海域	30%	13.3%	約 589,530km ²

表3：日本の保護区・OECMの面積と割合(2025年8月時点)

出典：生物多様性国家戦略中間評価、面積は環境省、国土地理院、海上保安庁公開データをもとにWWFジャパン算出

30by30の達成に向けては、陸域でさらに9%、海域で16.7%の保護区・OECMの拡充が必要である。生物多様性上重要な優先保全地域と連結性、さらに保護区域の管理の質が担保されるよう、国が主導することが重要である。

自然共生サイトは2024年度までに328件が登録¹⁴されたが、合計面積は国土の1%に満たず、面積の7割を数件のサイトが占めるなど偏りが大きい。大半は小規模な緑地等であり、申請主体は企業の割合が多い。今後は地方自治体を中心となり、地域主体への資金・人的資源の還流と持続可能性に配慮しつつ、生態系ネットワークとして拡大を推進することが重要である。また、保全上の価値や継続性にばらつきがある点を踏まえ、OECMの国際基準との整合性について整理が必要である。

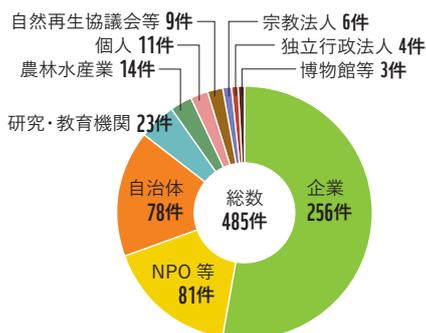


図8：自然共生サイトの登録主体ごとの内訳・時期別登録件数内訳

出典：2025年12月までの登録について環境省公開データをもとにWWFジャパン作成

ターゲット1：空間計画の策定と効果的な管理

生態学的健全性の高い生態系を含む生物多様性上の重要性の高い地域の損失を2030年までにゼロに近づけるために、先住民及び地域社会の権利を尊重しつつ、すべての地域が土地と海の利用の変化に対処する参加型で統合的な生物多様性に配慮した空間計画及び/又は効果的な管理プロセスの下にあることを確保する。

ターゲット2：生態系の回復

生物多様性と生態系の機能及びサービス、生態学的健全性及び連結性を向上させるために、2030年までに、劣化した陸域、内陸水域、海域及び沿岸域の生態系の少なくとも30%の地域で効果的な回復下にあることを確保する。

ターゲット3：「30by30」/保護地域及びOECM

2030年までに、陸域及び内陸水域、並びに海域及び沿岸域の少なくとも30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、該当する場合には先住民の及び伝統的な領域を認識しつつ、生態学的に代表的で、良く連結され、さらに衡平に統治された保護地域及びOECM (other effective area-based conservation measures^{*}) からなるシステムを通じて、効果的に保全及び管理されるとともに、より広域のランドスケープ、シースケープ及び海洋に統合されることを確保及び可能にする。その際、このような地域において適切な場合に行われる持続可能な利用は、保全の結果と完全に整合することを確保し、また、伝統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重する。

※環境省注：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

野生生物と共生する社会の実現

- 絶滅危惧種が生息する重要な生態系が開発により各地で脅威にさらされている。空間規制や環境影響評価制度の強化に加え、流域単位など地域における自然に根ざした土地利用と共生の取り組み拡大が必要である。
- 深刻化する野生動物との軋轢に対しては、中山間地域の荒廃といった背景要因を踏まえ、長期的な視野のもと、地域におけるランドスケープアプローチの実践支援が必要である。

日本は固有種の比率が高く、水田・水路、里地里山などの二次的自然や、渡り鳥、海洋生物の重要な繁殖地・中継地を含む世界的にも重要な自然生態系を有する¹³。しかし、多くの生態系で劣化傾向が続き、特に陸水生態系では水田の大規模化や水路の改修、他の土地利用への転換の増加などにより、水生昆虫・淡水魚などが危機的状況にある。土地転換や耕作放棄による里地里山の劣化は、スズメなど身近な生物の減少や、鳥獣との軋轢(あつれぎ)の増加にもつながっている^{4,21}。ターゲット4「種・遺伝子の保全、野生生物との共生」にまたがる課題であるが、空間ベースの効果的な取り組み(p.9)なくして達成は難しい。また、ターゲット5「生物の利用、採取取引の適正化」(p.8)に関

わる日本固有の希少な爬虫類や両生類などの違法・過剰な持ち出しや、ターゲット6「侵略的外来種対策」に関わる外来種の拡大にも継続的な対応が必要である⁵。

日本の絶滅危惧種は2025年時点で3,500種を超える²²。最大の脅威は開発である一方、多くの種が生息する重要里地・里山や重要湿地のうち開発規制のある区域の割合は限定的にとどまっている²²。今後、効果的な空間規制、環境影響評価制度の強化に加え、流域単位での治水・健全な水循環を含む、自然に根ざした土地利用の取り組み(ターゲット11「自然の恵みの回復、維持、及び増大」)を地域で拡大していく必要がある。



© WWF - Japan

ラムサール条約に登録されている石垣島名蔵アンバル。南西諸島では世界自然遺産指定区域の緩衝地帯・周辺の地域や島嶼部において貴重な生態系が開発の脅威にさらされている。

ターゲット4：種・遺伝子の保全、野生生物との共生

人間によって引き起こされる既知の絶滅危惧種の絶滅を阻止し、また絶滅リスクを大幅に減らすための種、特に絶滅危惧種を回復及び保全し、並びに適応能力の維持のために在来種、野生種及び家畜・栽培種の個体群内及び個体群間の遺伝的多様性を維持及び回復するために、生息域内及び生息域外保全や持続可能な管理の実践等を通じて緊急の管理行動を確保するとともに、共存に向けて人間と野生生物との軋轢を最小化するため人間と野生生物の相互作用を効果的に管理する。



© WWF - Japan

水路やため池に生息するニッポンバラタナゴ。環境省レッドリスト絶滅危惧IA類(CR)。氾濫原への依存性が高い生物にとって、水田・水路を中心とした湿地帯の環境劣化が脅威となっている。

ターゲット6：侵略的外来種対策

外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する。

ターゲット11：自然の恵みの回復、維持及び増大

すべての人々と自然の恩恵のために、自然を活用した解決策及び/又は生態系を活用したアプローチを通じて、大気、水及び気候の調節、土壌の健全性、花粉媒介、疾患リスクの低減並びに自然災害からの保護などの生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与を回復、維持及び強化する。

野生動物との共存をめぐるのは、JBO4 中間提言において、シカやイノシシによる農業被害などの自然からの負の影響(ディスプレイ)は好転していないとされている⁵。また、クマによる人身被害が2025年過去最多となり、全国的な課題となった。長期的な視野での共存に向けては、全国的な個体数管理に加え、中山間地域の荒廃などの背景要因を踏まえたランドスケープアプローチの実践支援が必要である。



2030年までに自然の損失を止め、反転させ、2050年までに完全な回復を目指すネイチャーポジティブは、このままでは達成できない。国際社会、そして日本は、生物多様性目標、気候目標、さらに持続可能な開発目標 (SDGs) を同時に達成するため、社会変革を伴う取り組みを今こそ加速させなければならない。

引用文献

1. IPBES (2019). Global Assessment Report on Biodiversity and Ecosystem Services of the Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services.
2. IPBES (2024). IPBES Transformative Change Assessment: Summary for Policymakers.
3. World Bank (2021). The Economic Case for Nature: A Global Earth-Economy Model to Assess Development Policy Pathways.
4. 環境省 (2021). 生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO 3: Japan Biodiversity Outlook 3) 政策決定者向け要約報告書.
5. 環境省 (2025). 生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028 (JBO4 : Japan Biodiversity Outlook 4)に向けた中間提言.
6. WWF (2024). Living Planet Report 2024 A System in Peril.
7. CBD (2022). CBD/COP/DEC/15/4. Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework.
8. CBD (2022). CBD/COP/DEC/15/6. Mechanisms for planning, monitoring, reporting and review.
9. CBD (2025). CBD/COP/DEC/16/31. Monitoring framework for the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework.
10. CBD (2025). CBD/COP/DEC/16/32. Mechanisms for planning, monitoring, reporting and review, including the global review of collective progress in the implementation of the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework to be conducted at the seventeenth and nineteenth meetings of the Conference of the Parties.
11. UNEP (2026). State of Finance for Nature 2026: Nature in the Red - Powering the Trillion Dollar Nature Transition Economy.
12. OECD (2020). A Comprehensive Overview of Global Biodiversity Finance.
13. 日本政府 (2023). 生物多様性国家戦略2023-2030.
14. 環境省 (2025). 「生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価(案)」及び「生物多様性条約第7回国別報告書(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)について。 [Accessed: 9 February 2026]
15. JETRO (2023). 食品生産に係る森林減少ゼロへの英国の動き. [Accessed: 9 February 2026]
16. UNEP (2025). Global Environment Outlook 7: A Future We Choose – Why Investing in Earth Now Can Lead to a Trillion-Dollar Benefit for All.
17. Urban, M. C. (2024). Climate change extinctions. Science 386, 1123–1128.
18. 環境省 (2020). 気候変動影響評価報告書.
19. IGES (2021). 生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書 : IGESによる翻訳と解説.
20. WWF ジャパン (2025). 太陽光発電の導入に関するポジションペーパー (第2版 : 2025年9月29日改定).
21. 環境省 & 日本自然保護協会 (2024). モニタリングサイト1000里地調査2005-2022年度とりまとめ報告書.
22. 環境省 (2025). 国内希少野生動物植物種の保全に係る現状と課題(種の保存法あり方検討会第1回資料). [Accessed: 9 February 2026]

発行・本件に関するお問い合わせ :

WWFジャパン 生物多様性政策グループ

東京都港区三田1-4-18 三田国際ビル3階 biodiversity.policy@wwf.or.jp Tel: 03-3769-1718
無断転載をお断りします。転載をご希望の場合はWWF ジャパンまでご一報ください。



人と野生生物が
共に自然の恵みを受け続けられる
世界を目指して活動しています

together possible™ www.wwf.or.jp

WWFは100カ国以上で活動している環境保全団体で、1961年に設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、失われつつある生物多様性の豊かさの回復や、地球温暖化防止などの活動を行なっています。

(公財)世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン) 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階
詳細やお問い合わせについてはWWFのウェブサイトwww.wwf.or.jpをご覧ください